

水道使用量のお知らせ等裏面広告掲載代理店 公募実施要領

1. 趣旨

この要領は、水道メーターの検針時に配布する「水道使用量のお知らせ」及び「納入通知書」（横須賀市上下水道局会計規程第1号様式）の裏面（以下「お知らせ等裏面」という。）に広告を掲載するにあたり、広告募集等に係る事務を代行する広告代理店を選定するための手続きを定めるものである。

2. 事務局

本公募に係る事務手続きを行うため、下記を事務局とする。

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市上下水道局経営部料金課 料金係（横須賀市役所1号館8階）

担当者：青木（美）・長谷川 TEL：046-822-8619 FAX：046-821-4611

E-Mail：fd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

3. 広告掲載の概要

お知らせ等裏面への広告掲載の概要は以下のとおり。詳細については、別添1「水道使用量のお知らせ等裏面広告掲載契約書（案）」を参照下さい。

(1) 予定価格（下限価格）

6か月分 666,000円（消費税抜き）

(2) 広告掲載期間

平成29年10月1日～平成30年3月31日

(3) 広告掲載場所

お知らせ等裏面のうち、上下水道局が指定する部分（縦74ミリメートル×横115ミリメートル） 詳細は別添2「水道使用量のお知らせ等裏面記事配置図」のとおり。

(4) 配布見込み数

配布年月	配布見込み数
平成29年10月、11月	185,000枚
平成29年12月、平成30年1月	185,000枚
平成30年2月、3月	185,000枚
合計	555,000枚

(5) 広告掲載の仕様

ア. カラー刷りとします。

ただし1枚の広告で使用できる色数には制限があります。（2～3色程度）

- イ. 広告枠内に、縦 10 ミリメートル×横 20 ミリメートル以上の長方形の枠を作り、その中に 11 ポイント以上の大きさのフォントで「広告」と明記すること。
- ウ. 広告枠内下部に、10 ポイント以上の大きさのフォントで「※広告内容についてのお問い合わせ先」と明記し、その下に広告主の名称と電話番号を明記すること。

(6) 掲載可能な広告

市民生活に関連したものであること。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載できません。

- ア. 上下水道局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項の各号に規定するもの。

上下水道局広告掲載要綱 抜粋

第 3 条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける業種及びこれに類するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (4) 法令に基づき必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (5) 法令に違反し、又はそのおそれのあるもの
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、当該内容を実施しないもの
- (7) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 上下水道局の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (9) 市税を滞納している事業者
- (10) 水道料金及び下水道使用料を滞納している事業者

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載しない。

- (1) 人権侵害となるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (6) 良好な景観又は風致を害するもの
- (7) その他広告として適当でないと甲が認めるもの

- イ. 給水装置及び排水設備の修理、点検及び清掃等に関連するもの

4. 広告代理店の事務

広告代理店が代行する事務の概要は以下のとおり。なお、詳細については別添1「水道使用量のお知らせ等裏面広告掲載契約書（案）」を参照下さい。

(1) 広告枠の買い取り

広告代理店は、あらかじめ広告掲載料を上下水道局に一括して支払い、上下水道局から広告枠を買い取る。

(2) 広告掲載希望者の募集

広告代理店は、お知らせ等裏面に広告を掲載する広告主を募集する。

(3) 広告原稿案の提出

広告代理店は、掲載する広告の原稿案（電子データ、Adobe Illustrator CS5 以上で作成）を上下水道局に提出する。

5. 参加資格

(1) 横須賀市競争入札参加有資格者（業務委託）として登録されており、かつ業種「その他」、営業種目「広告代理」で登録があること。

(2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。

また、入札参加有資格者が入札までに参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できない。

6. 公募から広告掲載までの日程

日時等	内容
平成 29 年 6 月 14 日（水） 17 時	・ 公募に係る質問書提出期限
平成 29 年 6 月 19 日（月）	・ 質問に対する回答公開
平成 29 年 6 月 26 日（月） 12 時	・ 参加申込書及び見積書提出期限
平成 29 年 6 月 29 日（木）	・ 広告代理店決定、結果公表
平成 29 年 7 月 6 日（木）	・ 広告代理委託契約締結
平成 29 年 7 月 20 日（木）	・ 広告掲載料納入期限
平成 29 年 7 月 27 日（木）	・ 第1回(平成29年10月、11月配布分)原稿案提出期限
平成 29 年 8 月 21 日（月）	・ 第 1 回原稿案最終校正期限
平成 29 年 9 月 25 日（月）	・ 第 2 回（平成 29 年 12 月、平成 30 年 1 月配布分） 原稿案提出期限
平成 29 年 10 月 1 日（日）	・ 第 1 回広告配布開始（平成 29 年 11 月 30 日まで）
平成 29 年 10 月 17 日（火）	・ 第 2 回原稿案最終校正期限
平成 29 年 11 月 24 日（金）	・ 第 3 回(平成 30 年 2 月、3 月配布分)原稿案提出期限

平成 29 年 12 月 1 日 (金)	・ 第 2 回広告配布開始 (平成 30 年 1 月 31 日まで)
平成 29 年 12 月 15 日 (金)	・ 第 3 回原稿案最終校正期限
平成 30 年 2 月 1 日 (木)	・ 第 3 回広告配布開始 (平成 30 年 3 月 31 日まで)

(1) 公募に係る質問及び回答

公募の内容に不明な点がある場合は、質問票（第 1 号様式）に必要事項を記入し、事務局宛て電子メールに添付して送信下さい。

その際、電子メールの表題は「水道使用量のお知らせ等裏面広告質問」と明記し、メールの本文に①質問者の名称（会社名等）、②担当者氏名、③住所（郵便番号）、④電話番号を必ず明記した上で、質問票を添付ファイルとして送信下さい。

なお、参加資格を満たさない者からの質問には回答いたしません。

ア. 提出期限

平成 29 年 6 月 14 日 (水) 17 時まで

イ. 回答日

平成 29 年 6 月 19 日 (月)

ウ. 回答方法

回答日の 17 時まで、上下水道局ホームページで公開します。

(2) 参加申込書及び見積書の提出

参加申込書（第 2 号様式）及び見積書（第 3 号様式）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出下さい。

ア. 提出期限

平成 29 年 6 月 26 日 (月) 12 時

イ. 提出方法

郵送（簡易書留）

ウ. あて先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所 上下水道局料金課

エ. 留意事項

(ア) 予定価格を下限価格としますので、見積書に記入する見積金額は予定価格以上の金額を記入下さい。また、見積金額は消費税を除いた金額とすること。

(イ) 参加申込書及び見積書は、代表者印で封かんし、郵送下さい。

(ウ) 参加に伴う費用は、参加者でご負担下さい。

(3) 広告代理店の決定及び契約締結

参加資格を満たす参加者のうち、見積書に記入された見積金額が最も高い参加者を広告代理店として決定し、見積金額を落札金額として契約を締結する。なお、見積金額が

最も高い参加者が複数いた場合は、抽選により広告代理店を決定する。

(4) 決定通知

本件について、広告代理店として決定した業者に対し、上下水道局が別添3「水道使用量のお知らせ等裏面広告掲載代理店の決定について」を用いて通知を行う。

(5) 広告掲載料の納入

契約締結後、上下水道局が広告掲載契約に基づき納入通知書を発行しますので、平成29年7月20日（木）までに広告掲載料を納入下さい。

なお広告掲載料は、落札金額に消費税を加えた金額となります。

(6) 広告原稿案の提出

広告内容は、2か月ごとに変更することができます。

ア. 広告原稿案は、Adobe Illustrator CS5以上で作成し、CD-RまたはDVD-Rに保存して提出期限までに提出してください。

イ. 提出された原稿案は、最終校正期限まで修正することができます。

	原稿案 提出期限	最終校正 期限
第1回（平成29年10月、11月配布）	平成29年7月27日（木）	平成29年8月21日（月）
第2回（平成29年12月、平成30年1月配布）	平成29年9月25日（月）	平成29年10月17日（火）
第3回（平成30年2月、3月配布）	平成29年11月24日（金）	平成29年12月15日（金）

(7) 広告内容の審査

提出された原稿案の内容に疑義がある場合、上下水道局広告審査委員会が掲載の可否を審査する。審査の結果、原稿案の変更または修正を指示することがある。

(8) 広告の配布

広告は、お知らせ等裏面に印刷し、水道メーターの検針時に配布する。検針日は地域ごとに定められており、変更することが不可能であるため、広告内容を検討する際にはご留意下さい。